

# 総合技術開発プロジェクトの評価について

---

大臣官房 技術調査課

# 総合技術開発プロジェクトの概要

建設技術に関する重要な課題のうち、

- ・特に**緊急性が高く**、
- ・適用対象となる**分野の広い課題**を取り上げ、
- ・**行政部局が計画推進の主体**となり産学官の連携により、

総合的に、組織的に研究を実施する制度



成果は **制度、技術基準や新技術、新工法の確立**等に反映



★: 評価実施時期  
◆: 中間報告実施時期

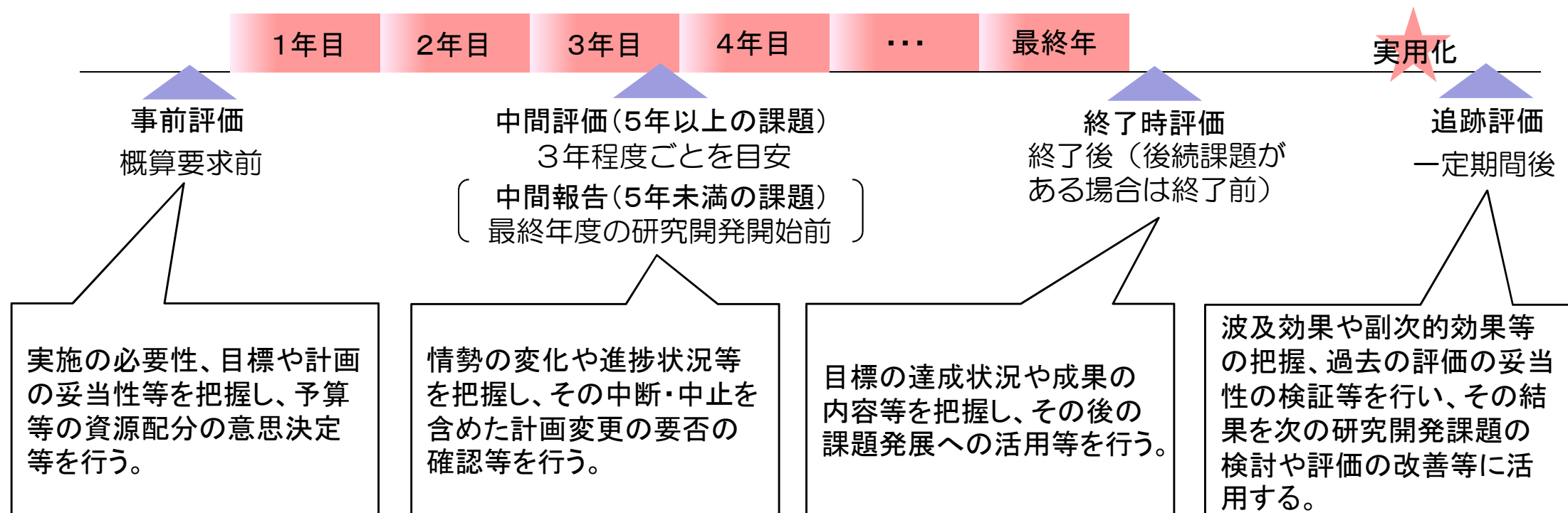
研究課題名	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
<b>低炭素・水素エネルギー活用社会に向けた都市システム技術の開発</b> 化石燃料に依存しないエネルギー媒体である水素を活用した都市エネルギーシステムの実現に向け、水素配管を安全に、かつ二酸化炭素排出量の最小化を実現するための建設技術を開発整備する。		◆ 中間報告		★ 事後			★ 追跡					
<b>社会資本の予防保全的管理のための点検・監視技術の開発</b> 社会資本の点検の効率化及び点検実施率の向上を図り、予防保全的管理を推進するため、構造物の目視困難な部位を点検するための技術、目視が困難な構造物の変状を検知する技術等の開発を行う。		◆ 中間報告		★ 事後			★ 追跡					
<b>地震動情報の高度化に対応した建築物の耐震性能評価技術の開発</b> 海溝型巨大地震に効率的に対応するため、最新の地震学的知見と建築物に作用する地震動の観測記録をもとに、地盤特性に応じた建築物の耐震性能評価技術の開発を行う。		◆ 中間報告	★ 延長		★ 事後			★ 追跡				
<b>高度な国土管理のための複数の衛星測位システム(マルチGNSS)による高精度測位技術の開発</b> 国土管理に必要な高精度測位の効率的な実施のため、複数の衛星測位システムを統合的に利用し、短時間に高精度の位置情報を取得し、測量等に適用するための技術開発及び標準化を行う。	★ 新規			◆ 中間報告		★ 事後			★ 追跡			
<b>中古住宅流通促進・ストック再生に向けた既存住宅等の性能評価技術の開発</b> 中古住宅の流通市場、リフォーム市場の環境整備に資するため、設計図書等が散逸した既存住宅の性能を効率的に評価する技術等を開発する。	★ 新規			◆ 中間報告		★ 事後			★ 追跡			
<b>災害拠点建築物の機能継続技術の開発</b> 地震、津波、竜巻を含めた災害後も直後から避難指示・応急復旧等の指示拠点となり得るような機能が維持できる安全拠点ビルの設計に資する技術開発を行う。			★ 新規			◆ 中間報告		★ 事後			★ 追跡	
<b>電力依存度低減に資する建築物の評価・設計技術の開発</b> 建築物のピーク電力を飛躍的に低減させることを目的として、住宅、ビルの設備システム、躯体構造についてエネルギーソースの多様化・分散化に関する技術開発を行う。			★ 新規		◆ 中間報告		★ 事後			★ 追跡		
<b>社会資本等の維持管理効率化・高度化のための情報蓄積・利活用技術の開発</b> 住宅・社会資本の計画、設計、施工、維持管理、更新の各段階において必要な情報を蓄積し、効率的な維持管理・長寿命化の実現、安全・環境面の高度化のための施設管理情報の蓄積・利活用技術の開発を行う。			★ 新規			◆ 中間報告		★ 事後			★ 追跡	
<b>3次元地理空間情報を活用した安全・安心・快適な社会実現のための技術開発</b> 屋内外シームレスな高精度測位を実現するため、屋内外測位環境の改善と相互連携、3次元地図の整備・更新、及び表示・提供に関する技術の開発を行う。					★ 新規		◆ 中間報告		★ 事後			★ 追跡
<b>公的賃貸住宅及び地域居住支援機能の戦略的ストックマネジメント技術の開発</b> 公的賃貸住宅及び地域居住支援機能の各ストックの利用継続期間や活用方針の設定、適正配置等の戦略的マネジメントの計画技術、利用年限までの改修や維持保全の最適化計画・評価技術の開発を行う。					★ 新規		◆ 中間報告		★ 事後			★ 追跡
<b>防火・避難規定等の合理化による既存建物活用に資する技術開発</b> 既存建物の用途の変更や、歴史的な建物や古いまちなみの保存・再生が円滑に行われるよう、課題となること多い防火・避難や用途制限に係る規定を中心に、合理化やガイドライン策定等のための技術研究開発を実施する。						★ 新規 実施済			★ 中間 評価			★ 事後

# 総合技術開発プロジェクトの評価①

○「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成24年12月総理決定)に基づき策定された「国土交通省研究開発評価指針」(平成26年3月最終改訂)等に従って、総合技術開発プロジェクトについても、「事前評価」「中間評価(研究開発期間5年以上の場合)」「終了時評価」「追跡評価」を実施。

○「中間評価」を実施しない研究開発期間5年未満の課題については、成果を制度や技術基準の整備、新技術や新工法の確立等に適切に結びつけるため、最終年度の研究開発開始前に「中間報告」を行い、研究のとりまとめ方を中心に学識経験者等にも意見を伺い、その後の研究開発に反映。

## ■評価の実施時期及び目的



※ H26年度より実施

# 総合技術開発プロジェクトの評価②

## ■評価の視点

- 必要性:  
科学的・技術的意義、社会的・経済的意義、国費を用いた研究開発としての妥当性等
- 効率性:  
計画・実施体制の妥当性、研究開発の手段やアプローチの妥当性等
- 有効性:  
目的・目標の設定とその達成度合い、直接の成果の内容等

(事前評価)  
評価結果を予算、  
人材等の資源配分  
等に反映

「目標の達成度」の判定(終了時評価)

A:十分に目標を達成できた

B:概ね目標を達成できた

C:あまり目標を達成できなかった

D:ほとんど目標を達成できなかった

## ■中間報告での意見聴取の観点

- 目標達成見通し
- 報告時点までの成果
- 本研究開発の実施方法・体制の妥当性
- 上記を踏まえた研究計画の妥当性



可能な範囲で最終年度の研究計画等に反映

## ■評価体制

- 専門家による「建設技術研究開発評価委員会」で評価

## ■評価等のスケジュール

- 事前評価:7、8月
  - 中間評価(中間報告)、終了時評価:2、3月
  - 追跡評価:2、3月<今回該当なし>
- } ← 今回